## 介護支援センター オアシス長瀬 ご利用料金

(令和3年4月1日改訂)

## <居宅介護支援費>

要介護認定又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から居宅介護支援費の全額が支払われますので、自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により、事業者が相当する給付を受領できない場合は、一旦、下記の料金を 当事業所にお支払い頂きます。お支払い後、当事業所が発行するサービス提供証明書を市区町村の 窓口へ提出頂くと、所定額の払い戻しを受けることができます。

(1)基本料金	介護度	単位数	単位	金額	備考他
居宅介護支援費(I)	要介護1	1,076	1月につき	11,513円	令和3年9月30日までの間は、左記に1000分の1に相当する金額を加 算
	要介護2				
	要介護3	1,398			
	要介護4				
	要介護5				

(2)加算料金	算定	単位数	単位	金額	備考他
初回加算	Δ	300	1月につき	3,210円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更した場合 要支援者が要介護認定を受け計画を作成する場合
特定事業所加算(I)	_	505	1月につき	5,403円	
特定事業所加算(Ⅱ)	_	407	1月につき	4,354円	中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の 高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実践している事業所と 評価された場合
特定事業所加算(Ⅲ)	_	309	1月につき	3,306円	
特定事業所加算(A)	_	100	1月につき	1,070円	
特定事業所医療介護連携加算	_	125	1月につき	1,337円	
入院時情報連携加算(I)	Δ	200	1月につき	2,140円	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は 診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供している こと。(提供方法は問わない)
入院時情報連携加算(II)	Δ	100	1月につき	1,070円	利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。(提供方法は問わない)
退院・退所加算(I)イ	Δ	450	1回につき	4,815円	(医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供について)カンファレンス以外の方法により1回受けていること。
退院・退所加算(Ⅰ)口	Δ	600	1回につき	6,420円	(〃)カンファレンスにより1回受けていること。
退院・退所加算(Ⅱ)イ	Δ	600	1回につき	6,420円	(〃)カンファレンス以外の方法により2回受けていること。
退院・退所加算(Ⅱ)口	Δ	750	1回につき	8,025円	(〃)2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算(Ⅲ)	Δ	900	1回につき	9,630円	(〃)3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。
通院時情報連携加算	Δ	50	1回につき (1回/月を限度)	535円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の 状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に 関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラ ン)に記録した場合
緊急時等 居宅カンファレンス加算	Δ	200	1回につき (2回/月を限度)	2,140円	求めのあった病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケア マネジメント加算	Δ	400	1回につき	4,280円	末期の悪性腫瘍の患者で、かつ在宅で死亡した利用者に対して、死 亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合

(O:全員/Δ:該当時に算定/一:算定なし)

<sup>☆</sup>上記利用料金については、それぞれの計算の端末処理により若干金額が増減することがあります。

<sup>☆</sup>現時点での体制予定です。今後の解釈通知等によっては変更となる場合があります。